

県民の友

49. 12 発行/和歌山県知事公室広報課 和歌山市小松原通1の1 ☎0734(32)4111

愛の日

健康な人、病気の人、からだの不自由な人………
お互いの思いやりで少しでも明るく！と特に11月15日を
「愛の日」ときめてから7年目。みんなの善意が大きな
ひろがりとなって、365日、人々の心が温かくかよい合
う日になれば、といつも願っています。

大橋正雄



和歌山市毛見琴の浦、県身体障害者福祉センターで

明るく もっと明るく

—身体障害者福祉センター完成—

私は、かねてから「福祉和歌山」の実現を県政の重要な柱として全力を傾注してまいりました。
特に、福祉行政のなかで、身体障害者のための一貫した福祉施設の建設を進めできましたが、ようやく完成の運びとなりました。

この身体障害者福祉センターは、障害者の方々のあらゆる相談から社会自立まで、順次必要な施策と指導をすること、すでに社会活動に参加されている方々の福利更生をはかることを使命としています。

幸い、当センターは、社会福祉法人、琴の浦リハビリテーションセンター理事長、堀口銀次郎氏のご協力を得て世界でも類を見ない「公私一体」となって、福祉の増進をはかっているのであります。

そして、これは私の最も喜びとし、かつ誇りとするところです。

重度身体障害者の方々のために建設された福祉工場は、琴の浦リハビリテーションセンターの経営のもと、松下電器産業株式会社のご協力により順調に運営されています。

なお、重度肢体不自由児の通園施設の開設により子供から大人までのリハビリテーションの一貫した道作りができます。

さらに、重度肢体不自由児の通園施設の開設により子供から大人までのスポーツと訓練を進めており、レクリエーションや教養の向上のための研修、憩いの場としての施設や宿泊所も設け、幅広く利用願っております。

今後、さらに内容の充実をはかり強力に取り組んでまいりたいと考えていますので皆様方のより一層のご協力をお願い申し上げます。

和歌山県知事 大橋正雄

県政お茶の間番組

テレビ —黒潮と緑のあいだ—

テレビ和歌山 每週水曜日 18:00~18:15

(再) 毎週金曜日 22:15~22:30

四国テレビ 毎月第3第4土曜日 7:30~7:45

毎日テレビ 12月26日 木曜日10:45~11:00

「黒潮と緑のあいだ」からあなたへ

あなたの身近なできごと、季節の話題、ひっそりと埋もれている文化財の紹介など、なんでも結構です。県広報課へご連絡ください。そしてあなたもこの時間、この番組にご参加ください。

—県民チャンネル—

テレビ和歌山 毎週火、木、土曜日18:15~18:20

(再) 每週火、木、土曜日21:55~22:00

ラジオ —県庁だより—

私歌山放送 日曜日を除く毎日 12:30~12:35

福祉って言葉ない方がいいわ！

女優であり、肢体不自由児養護施設「ねむの木学園」の園長さんでもある宮城まり子さん。11月3日、県民文化会館の一室で、大橋知事と福祉について対談してもらいました。



宮城まり子さん

知事 お宅の場合には、保母さんなんが必要なだけ集まりますか？

宮城 今は集まっています。もっと人数を多くと思いますがなかなか…。

知事 私らは行政でやるでしょう。しかし、定数を集めるのが大変なんです。非常に世話する苦労も多いし、勤務時間も長いということで、宮城さんなんかの場合は、宮城さんの熱意というか、そういうものにうつれて使命感を持ってこられる方が多いんじゃないですか？

宮城 ハイ、みんなそうです。

知事 行政の場合でも使命感を持つていないと動けないと思うんですけど数が減りますね。

宮城 私立の方からいりますと公立は、パーソンお出しになるから格差がだんだん大きくなります。私立は、とてもかんしいですね。知事さんは、そういうところまでお心くばりだと思いますが、県がやつても少ないのだから民間の場合、県と同じような補助がないといけないみたい。（目を伏せる）

知事 私いつも話すんだけど、有田佐和子さんの「恍惚の人」で、最後の訴えは国がもつと施設をつくるべきだということですね。もちろん施設はつくらなければなりませんけど、お嬢さんも娘も、お世話をしきれないようなお年寄りの世話をあかの他人が肩がわりしているわけで、非常に大変なことなんです

たちへの理解も必要だけど、施設で働く人に対する理解それから国なり、県なりでの処遇の問題。こういうことをよほど考えていないと、せっかく施設はつくつてもそこ世話をしてくれる希望者がだんだんなまなくてくらんじやないでしょ？

ささやかだけど福祉に一番力を入れている手でできないが、足でできることがあれば、身体障害者だからうしてやつてやるとか…僕は、計算が下手だから清書してあげよう、お前計算しろよ！とこんな工場があつて、たとえ切手を並べる仕事でも給料をもらえるし、税金だって払っているんです。だから貸し借りなしです。

知事 そこまでいっただいいですね。この何ていうのかなあ。今だつたら施設のイメージ少しも少し変わってきたかも知れないと、施設というと、「悲しい制服」という感じがしますね。でも、外國並みにどんどん入られた方がいいんじゃないですか。ロンドンだつたらいい学校ほど制服を着せて普通の学校は制服じやないつてさかさまですものね？

知事 宮城さんは、施設をつくられた動機は？

宮城 何でもないんですよ。ちっちゃい時から、そういうような物の見方をするように育てられてきたような気がします。相手の立場に立って物を見るつていうことを教えられたんです。私、知識がありませんから何でも「なぜ？」って聞いていましてね。そして、脳性マヒの子の役のために病院へ行きました。なぜその子たちが就学猶予になったのかと思ったわけです。在宅不自由なつて聞きましたら、やはり就学猶予になつてうちにおられますつて。私そんなことしたらつちにこもつちやうつて、そう思つたんです。何か、手伝うのはここじゃないかなあつて思ったので、最初十二人で始めました。

知事 十二人がら。

宮城 いいえ、今は、とっても後悔しています。

知事 なぜ？

宮城 （小さな声で）とっても苦しくつて…。

知事 大変ですね。しかし、やめの気もないでしょ。

宮城 いいえ、誰か変わつて続けてくれる人がいたら、やめたいです。（シンリ）

知事 私は、二歳のときに母が半身不随の病気になりしてね。何か、きょうは人の身だけね、あしたはもう自分のことじやない

外出用と内用とがあります。そして、村の人たちの好意が身体障害者だからうしてやつてやるとか…僕は、計算が下手だから清書してあげよう、お前計算しろよ！とこんな工場があつて、たとえ切手を並べる仕事でも給料をもらえるし、税金だって払っているんです。だから貸し借りなしです。

知事 わざわざという感じじやなしにね、普通いうでしょ。それと同じようにね、いろんな工場があつて、たとえ切手を並べる仕事でも給料をもらえるし、税金だって払っているんです。だから貸し借りなしです。

知事 手でできないが、足でできることがあります。身体障害者だからうして

文化会館も立派だといわれますが、身体障害者の利用しやすいように、まだできていません。若いては障害者の住みやすいようにづくりにつけては障害者の住みやすいように、といったが、そのとおりですね。

知事 剧場や美術館へ行きたくても、オンラインで、外國並みにどんどん入られた方

がいいんじゃないですか。ロンドンだつたらいい学校ほど制服を着せて普通の学校は制服じやないつてさかさまですものね？

知事 何ていうのかなあ。今だつたら施設のイメージ少しも少し変わってきたかも知れないと、施設というと、「悲しい制服」という感じがしますね。でも、外國並みにどんどん入られた方

がいいんじゃないですか。ロンドンだつたらいい学校ほど制服を着せて普通の学校は制服じやないつてさかさまですものね？

知事 何でもないんですよ。ちっちゃい時から、そういうような物の見方をするように育てられてきたような気がします。相手の立場に立って物を見るつていうことを教えられたんです。私、知識がありませんから何でも「なぜ？」って聞いていましてね。そして、脳性マヒの子の役のために病院へ行きました。なぜその子たちが就学猶予になったのかと思ったわけです。在宅不自由なつて聞きましたら、やはり就学猶予になつてうちにおられますつて。私そんなことしたらつちにこもつちやうつて、そう思つたんです。何か、手伝うのはここじゃないかなあつて思ったので、最初十二人で始めました。

知事 十二人がら。

宮城 いいえ、誰か変わつて続けてくれる人がいたら、やめたいです。（シンリ）

知事 でも今の段階では、福祉、福祉つて、政府や我々も気をつけていかなくてはならないことは何だかわからなくていいから、やさしくなつて…福祉なんて言葉はない方がいいわ！（笑）

水泳、体操も加わった

第12期スポーツ教室

いつでも、だれでも気軽に参加できるスポーツ教室、第12期（1月13日～3月18日）は75教室が開かれます。対象は、家庭婦人、幼児、少年、成人で参加費は無料です。（特別教室は会場費一部負担あり）申し込み初級（34コース）

教室名	対象	日時	講師	教室名	対象	日時	講師
バレーボール		火 10 時		水泳	小学1～6年男女	月 15 時半	
軟式テニス	既婚婦人	月 10 時		水泳特別教室A	6～14才で基本技能について、あらかじめ審査を行います	月火木金16時半	水泳特別教室B
バドミントン		火 10 時		体操特別教室A	参加資格を決める	月火木金16時半	体操特別教室B
卓 球		火 10 時		フェンシング	中学男・女(除学校体育クラブに所属)	月 16 時	
美容体操 A	（35才以下）	月 10 時		バドミントン	高校男・女(除学校体育クラブに所属)	金 18 時	
美容体操 B	（36才以上）	火 10 時		卓 球	男子・女子	火 18 時	
ちびっ子体操 A	4、5才の男	火 15 時		バドミントン	学校在学中の者を除く一般	月 18 時	
ちびっ子体操 B	4、5才の女	金 15 時		卓 球	男子・女子	火 18 時	
バレーボール	小学4～6年の男女	月 16 時半		バスケットボール	学校在学中の者を除く一般	火 18 時	
卓 球		金 16 時半		バドミントン	男子・女子	木 18 時	
バドミントン		火 16 時半		卓 球	男子・女子	火 18 時	
低学年体操 A	小学1～3年男	月 16 時半		バドミントン	30才以上の男女	火 18 時	
低学年体操 B	小学1～3年女	火 16 時半		卓 球	一般男・女	月 18 時	
高学年体操	小学4～6年男女	木 16 時半		健康体操	30才以上の男女	火 18 時	
低学年柔道	小学1～3年男	月木16時半		フェンシング	一般男・女	月 18 時	
高学年柔道	小学4～6年男	月木 18 時		剣道	30才未満の男女	火 18 時	
剣 道	小学1～6年男女	月木 16 時		剣道	30才未満の男女	火 18 時	

初級、中級コースを修了した方のためにそれぞれ中級25コース、上級1コース、クラブ15コースも開きますのでご参加ください。

有田総合庁舎の電話番号が変わります

12月2日(月)午前9時から有田総合庁舎(有田県事務所 湯浅土木事務所 有田地方教育事務所 有田農業改良普及所)の電話番号が変わります。新しい番号は、湯浅局(0736)3-4111です。

行政書士資格をお持ちの方へ

和歌山県行政書士会では、行政書士登録者現認調査を行います。本会登録者の方、この調査にご協力ください。

くわしくは和歌山県行政書士会(0734-23-8536)へお問い合わせください。

1月の移動県民相談室

法律相談、行政相談など、気軽に相談ください。（無料）

1月16日(木) すさみ町中央公民会館
1月22日(水) 南部町民会館

1月31日(金) 新宮市民会館

時間はいずれも10時～15時

奥様方へお願い!!

年末の消費を手びかえましょう。

例年、12月の個人消費支出は平月の約1.7倍になっています。財布のヒモを少しゆるめると、物価に大きく影響します。

すでにやりくりの消費生活中ですが、この際、かしこい買い物を心がけましょう。

各県事務所にも納税相談コーナーができます

和歌山県税事務所に統一して各県事務所税務課にも納税相談コーナーができます。

県税のことならどんなことでも相談に応じます。面接、電話、文書など相談の方法はあなたが選んでください。とく名でもOK。相談の内容については秘密を厳守します。

融資限度額 1企業者500万円（同和融資は100万円）

融資利率 年8%以内（同和融資は4.25%以内）

保証料 年1.01%以内（同和融資0.21%以内）

融資期間 2年以内（同和関係中小企業者は3年以内）

申込期間 昭和50年3月31日まで（同和融資は昭和50年2月15日まで）

くわしくは県商工課、各県事務所産業課へお問い合わせください。（同和融資については県同和室、各県事務所民生課）

相談ください

を紹介いたします。
「紹介所」で老後

(常設)

県社会福祉セン

405

2月は休みます。

場 所

東牟婁県事務所

西牟婁県事務所

有田県事務所

日高県事務所

徒募集

准看護婦学校

募集します。

業見込者をふくむ

1日(日)～昭和50

4日(金)

中は授業料不要

高校通信課程へ同

寺典があります。



大橋正雄知事

ちよ形に切った紙を貼ればキレイだし、廊下をよこしたらベンキで何か書いたらいいし、そういう工夫があつて、何かアットホームな感じがするんじゃないかなあつていう気がするんです。

知事 それはいいお話をですね。夢というんかなあ、そういうものがほしいですね。きょうは、お疲れのところ、どうもありがとうございました。

てあげればいいんじゃないかなあって。
知事 そして、障害のあるお子さんがある場合、なるべく世間に知られないよつにして、施設にもいたがらない傾向がありました。が、施設に入ると子供さんが家にいたときよりも見違えるよつに明るくなるとか、人とのつながりといつものが自然にわかつてくるようになりますね。

宮城 共同の生活というのはすごいですね

できない。この意味で「愛の日」などいうのは、福祉施設への慰問などもありますが、「この機会に福祉に対する理解を少しでも深めてもらいたい」という気持でやっているわけなんですね。

宮城　すばらしいところがありましたよ。

オランダのアムンヒルという村では、身体障害者と一般の人が同じ施設で、一緒に働いたり、余暇を過ごしたり本当に自然な形で助け合って生活しているんです。電動の車イスが、

では手足が冷たいだろ？と……カーペットを敷いたんです。

知事 そこまで一般の方は知らないから。宮城 ねむの木学園もちつとも恵まれていないと思つんです。国の措置費でやつてゐるですから。それに私のほんの少し、たゞ前できるお金でしょ。また県に「もつとお金ちようだい」というのも私、厭なんです。自分のとこをよくしてくれっていうのはね……。

紙を山盛り積んであつたら、そこに〇を書いて
ても一を引けばつてもそれはその子にとつて
大変な発見じやないかと思うんです。もし、
画用紙が一枚しかなくて、そこでやめてしま
つたら、捨てるかも知れない才能を逃がしち
ゃうと思うんでね。

何か特殊教育のあり方というのは、もつと
自由でいいんじゃないかなあと思うんです。
たとえば、国語はすぐいやだけど体操が好

知事　よく知つてますね。
宮城　私、知つてますよ(笑)。
知事　堀口先生がやつてゐるリハビリティ
ーションと結んで、松下さんにお願いして福祉
工場をやつてゐるんですが、ここで働ける人
はいいんだけど、せつかく技術を身につけて
も、一般の工場で本当に身体障害者に対する
理解がなかつたら雇つてくれないんですよ。
行政だけの力では限界があつて、最後はや

知事 ただ、家で大変な人を肩がわりして
収容し守っているというだけじゃ本当の施設
の意味がないので、子供の場合には多少でも
芽ばえるものを芽ばえさせていくことが大切
ですね。

宮城 教育と医療と生活のほかに、私思つ
るのは心に少しばかりのせいたくができる余裕
がほしいのです。

私は、ちっちゃい子供のことしかわかりま

寄付などを特別にするんです。

“愛の日”の最後の目的は…

私が一番強く感じることなんですね。
能力を見つけ出すための
余裕がほしい

かという気持がいつもあるんですよ。だからこの十五日、県では「愛の日」と決めてるんですけど……。

宮城 「愛の日」には何をなさるの?

知事 チャリティーバザーとか施設の慰問とか、福祉施設で働いている方々をねぎらい、励ます、喜んで、頑張って、みんなで

宮城 本当ですかね。
知事 そこのバランスがなかなかむずかしいんですよ。老人医療や乳幼児医療の無料化などでも国の制度以上のことをやっているんですけどね。

お年寄りの方、気軽に
高齢者の方に無料で仕事
みなさん、「高齢者無料職業

区別	種別・構造	募集数	家賃
一般	1種中層耐火4階建	100戸	5,500~15,400戸
特定	"	10	"
一般	2種簡易耐火2階建	20	6,300~12,000
特需		2	

※特定(20歳未満の子を扶養している母子家庭、心身障害者または心身障害者が入居親族にある者で知事が定める要件を備えている方)
申込書配付 12月12日(木)~17日(火)県住
宅課、県庁正面玄関案内所
受付 12月19日(木)20日(金)9時~16時
県庁東別館玄関案内所

あなたも狙われている

歳末はひったくりの多いシーズンです。



お年寄りの方、気軽に
高齢者の方に無料で仕事
みなさん、「高齢者無料職業

を確立しましょう。

●高齢者無料職業紹介所
和歌山市中之島向/芝1915
ター2階 電(0734)31-9
(巡回相談)※1

准看護婦学校生
県立医大付属紀北分院
では次の要領により生徒を
募集人員 20人

受験資格	来年3月中学校卒 20歳未満の女子
受付期間	昭和49年12月1日 年 1月15日(水)
試験日	昭和50年1月2日
修業年限は2年で、在学 寄宿舎費不用、県立紀の川 時入学できるなど各種の特 出願手続きなどくわしくい 看護婦学校(伊都郡かづら 電07362-2-0066)へお問い合わせ下さい	

県土はすべての 県民のために

■土地取引は届出・許可制——国土利用計画法 12月スタート

●法律を支える三本の柱

国土利用計画法は、次の三本の柱から成っています。

- その一つは、高い立場から国土の計画的な利用を図るために、そのものとなる国土利用計画を定めると同時に国土利用計画にもとづいて土地の使い方の混乱を防ぎ、正しく望ましい土地利用を進めるもとになる土地利用基本計画を定めること。
- その二つは、地価の値上がりの防止と正しく望ましい利用を図るために土地の取引を制限すること。
- その三つは、遊んでいる土地を公共福祉優先の立場から積極的に活用するための手続きを定めたことです。

■国土利用計画法とは

国土利用計画法は十二月中の政令で定められる日から施行されることになりました。この法律は、今日の土地問題の緊急性と重要性を認識して、土地の利用と取引の適正化を図るため、新たに土地利用基本計画の策定、取引規制制度の創設などを内容としており、これらの土地対策の骨子となるものです。

■ 土地取引の許可、届出制度と遊休土地制度などのあらましは次のとおりです

●すべての土地取引に許可が必要な区域

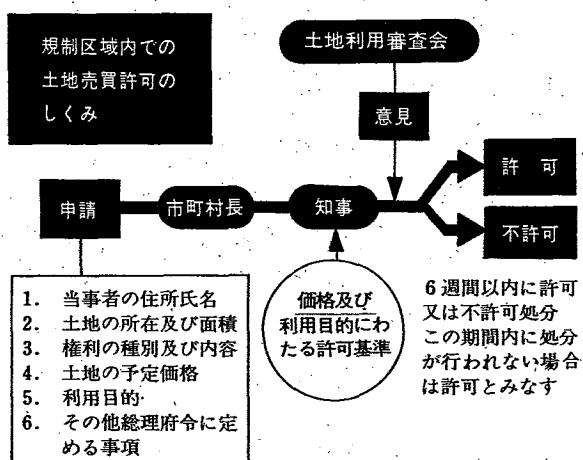
知事は、次のような区域については土地の取引に許可が必要な区域(規制区域といいます)として定めることとされています。

●都市計画区域では……みずからその土地を利用する考えがないのに将来の値上がりだけを期待して土地取引が盛んに行われるとか、地価の値上がりが激しくなるとか、または、その危険性があるような地域。

●都市計画区域以外では……上と同じ状態が生ずると認められ、またそのような状態をなくさなければ、正しく望ましい土地の利用が妨げられると考えられる地域……です。

規制区域内で土地の売買などの契約(予約を含む、また代金を払って使ったり、借りるときも同じ)をするときは知事の許可が必要となります。ただし、遺産を受けつぐ場合など(相続、贈与など)は必要ありません。土地を売る人、買う人(貸借する人も同じ)は、土地の売買などの予定価格や利用目的などを明らかにした申請書(用紙は市町村にあります)を市町村長を通して知事に出さなければなりません。この場合、売買などの予定価格がその土地の値段として知事が適正と考えた値段と比べて高すぎると、土地の利用目的が土地利用基本計画などに照してみて問題があるときは知事は許可できません。

許可が受けられなかった場合は、売買などの契約をすることはできません。当然登記所に行っても許可書がなければ受けつけてもらえない。その代わり、不許可になった場合には、その土地の所有者は知事に土地を買取ってもらうよう求めることができます。また、土地利用審査会に対して不服を申し立てることができます。



■一定規模以上の土地の取引はすべて届出が必要

この法律が実施されると定められた広さ以上の土地の売買などの契約(予約も同じ、また代金を払って使ったり借りるとき

も同じ)をするときは、売る人も買う人も(貸借する人も同じ)も土地の売買などの予定価格や利用目的を書いた届出書(用紙は市町村にあります)を市町村長を通して知事に出さなくてはなりません。

届出が必要なのは、●市街化区域では2000平方メートル以上、●その他の都市計画区域では5,000平方メートル以上、●都市計画区域以外のところでは10,000平方メートル以上の土地の取引とされていますが、開発業者が多数の零細な土地所有者から用地を買収するとか、宅地を多数の人に分譲する場合のように一つ一つの取引はこの基準以下であっても、まとめるときこの基準に当てはまるような場合には届出が必要となります。届出を受けた知事は、次のような場合は土地利用審査会の意見を聞いて土地取引の中止や土地の価格を下げるなどのことをするように売買をする人たちに注意(勧告といいます)をします。それは、土地の価格が周囲の土地の価格より高すぎるとき、定められた土地利用の計画と比べてみて望ましくないときなどです。

この勧告を聞きいれないときは、知事はどのような勧告をしたかを住民の方々に知らせて(公表といいます)、売買をした人たちが正しい土地の利用や土地の価格を上げないことに協力しなかったことを住民の方々に知ってもらい、批判してもらうことになります。

について所有者等との話し合い(買取り協議といいます)をすることになっています。この遊休土地についての定めは、昭和44年1月1日以降に契約した土地のうち、遊休土地であると認められる土地についても今後2年間に限って、先に述べたと同じに取り扱うことになっています。

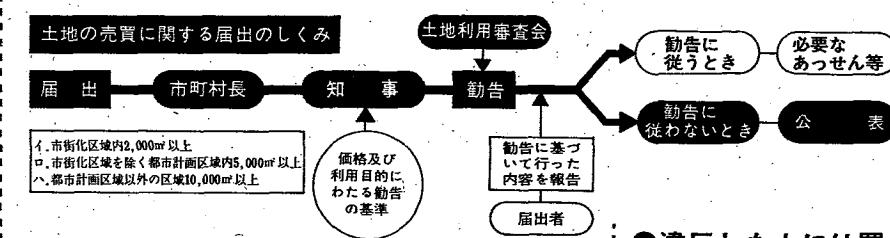
●慎重な審議と公正な判断

この法律を適正に運用するために、県に、国土利用計画地方審議会と土地利用審査会が置かれます。

審議会は、県土の利用について重要なことや土地利用基本計画の内容について調査審議します。また審査会は、不許可となつた取引について、不服申立があった場合の審査、裁決などの仕事を担当します。



公共福祉の立場から公正な判断をくだす審査会



●違反した人には罰

この法律には許可申請や届出などを守ってもらうために次のような罰則が定められています。

許可を受けないで土地売買などの契約をした者は、3年以下の懲役または100万円以下の罰金。届出をして土地売買などの契約をしたり、遊休土地の利用などについての計画を届け出なかった者、または偽りの届出をした者については、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金。届出をしてから6週間に内に契約した者は20万円以下の罰金などです。

おわりに……

国土利用計画法によって、土地利用対策はよりいっそうの前進をみることになります。これを柱にして、いろいろの対策を公共の福祉の増進という立場からより広くおし進め、わたしたちをとりまく県土と自然環境を守り、住宅問題をはじめとする健康で文化的な生活環境とわたしたちが生きるために必要な産業の基盤を築き、豊かな暮らしのできる農山漁村と都市を創り出していくことを目ざしています。県民のみなさまの、ご理解とご協力をお願いします。

この法律についてのお問い合わせは、県土地利用対策課または、もよりの市町村役場へ。

